

平成29年第4回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 平成29年4月27日(木)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 教育長 小畑 幸彦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
委員 根来 興宣
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 松岡 秀樹
学校教育課長 身崎 裕司
生涯学習課長 萱場 賢一
文化財課長 千葉 孝弥
参事兼教育総務課長補佐 吉田 学
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 山形 剛大
- 8 開会の時刻 午後4時30分
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務 臨時代理の報告について(多賀城市社会教育委員の
報告第4号 人事)
臨時代理事務 臨時代理の報告について(多賀城市学校給食セン
報告第5号 ター運営審議会の人事)
臨時代理事務 臨時代理の報告について(多賀城市いじめ問題専門
報告第6号 委員会の人事)
臨時代理事務 臨時代理の報告について(多賀城市立図書館運営審
報告第7号 議会の人事)
議案第6号 多賀城市いじめ問題専門委員会の人事について
議案第7号 多賀城市立図書館運営審議会の人事について
日程第5 その他

教育長

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年の第4回定例会を開会します。

日程第1 議事録の承認について

教育長

はじめに、平成29年第3回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

それでは異議がないものと認めまして、前回定例会及び臨時会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において樋渡委員、根來委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより、本会議に入ります。

それでははじめに事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしく願いします。副教育長。

副教育長

それでは御報告申し上げます。諸般の報告、平成29年第3回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、3月29日、平成29年第1回市議会臨時会が開催されました。

3月31日、同日付けで退職となる定年退職者4名と依願退職者1名に辞令を交付しました。

4月3日、4月1日付けの人事異動に伴う辞令交付式を行い、新規採用1名、任期付き職員の期間延長2名、再任用等4名、配置換え等17名、併任期間の延長2名、併任期間満了2名、昇任・昇格3名の計31名に辞令を交付しました。

4月12日、「平成29年度第1回仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台市内で開催され、教育長が出席しました。

4月17日、「平成29年度宮城県都市教育長協議会総会」が宮城県庁で開催され、教育長が出席しました。

4月20日、21日の両日、「平成29年度東北都市教育長協議会定期総会及び研修会」が福島県福島市で開催され、教育長が出席しました。

4月26日、「平成29年度市町村等教育委員会教育長・総務担当課長会議」が宮城県庁で開催され、教育長、副教育長が出席しました。平成29年度の宮城県教育委員会の重点施策等の説明が行われました。

学校教育課関係ですが、4月4日、「平成29年度多賀城市教職員服務宣誓式」を市役所で執り行いました。今年度は、小学校教職員30名、中学校教職員16名の合計46名が本市に着任し、服務宣誓を行いました。

4月10日、市内小中学校の「始業式・入学式」が滞りなく行われ、新年度に入っております。

4月10日現在の児童生徒数は、小学校が新入児童557名を含む3,325名、中学校は新入生542名を含む1,661名で、合計4,986名となっております。

生涯学習課関係ですが、4月から、市民スポーツクラブの新たな取組として、体脂肪率や筋肉量及び筋肉バランスなどを測定する「体組成計」を活用した「健康・スポーツ相談室」が開設されました。身体チェックと専門指導者による運動方法などのアドバイスを行い、継続的な健康づくりやスポーツ活動を支援することとしています。

4月13日から21日にかけて、中学校区ごとの「学校支援地域本部地域教育協議会」が開催され、これまでの活動報告と今後の運営について、地域連携担当教員と地域の皆さんとの話し合いが行われました。

4月20日から24日にかけて、「放課後子ども教室（わくわく広場）保護者説明会」を各小学校で開催しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は別表のとおりです。

文化財課関係ですが、3月23日、「第6回多賀城跡連絡協議会」が第一委員会室で開催され、文化財課長等が出席しました。3月29日に開催の「第9回多賀城南門等復元検討委員会議」の進め方について協議が行われました。

同日、「第8回多賀城市歴史的風致維持向上協議会」が第一委員会室で開催され、文化財課長等が出席しました。「平成28年度事業報告」及び「平成29年度事業計画」について報告しました。

3月29日、「第9回多賀城南門等復元検討委員会議」が第一委員会室で開催され、教育長、副教育長、文化財課長等が出席しました。南門・築地塀の復元範囲、建築意匠、耐震補強等について、実施設計作成に向けた最終的な御意見をいただきました。

4月24日、「臨時行政経営会議」が第二委員会室で開催され、教育長、副教育長、文化財課長等が出席しました。平成29年3月31日に完成した、「多賀城南門等復元事業」に係る実施設計の内容等について報告しました。

社会教育事業等につきましては別表のとおりですが、一つ一つの説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

平成29年4月27日提出、提出者名、以上でございます。

教育長

それでは、ただいまの報告について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認いたします。

日程第4 議事

臨時代理事務 報告第4号 臨時代理の報告について（多賀城市社会教育委員の人事）

教育長

次に、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第4号「臨時代理事務の報告について（多賀城市社会教育委員の人事）」について、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、説明させていただきます。

本案は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市社

会教育委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

6ページを御覧ください。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を記載しております。

平成29年3月31日付けで、多賀城市社会教育委員の三浦雅彦氏から退任願が提出されたことから、同日付けで社会教育委員の職を解く事務を行いました。

三浦氏からの書類の提出が3月31日であり、同日をもつての退任願であったことから、緊急に処理をする必要があり、教育委員会を招集する暇がないと判断されたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものです。

7ページを御覧ください。

現在の社会教育委員の任期は、平成27年6月1日から平成29年5月31日までとなっております。

なお、三浦氏の後任者の委嘱につきましては、資料の下の方に多賀城市社会教育委員の設置に関する条例の抜粋を記載しておりますが、同条例第3条第3項後段の規定により、後任者の任期は前任者の残任期間となりますので、任期が極めて短期間となり、社会教育委員として機能することが困難であると考えられることから、これを補充しないことといたします。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第4号を承認します。

臨時代理事務 報告第5号

臨時代理の報告について(多賀城市学校給食センター 運営審議会の人事)

教育長

次に、臨時代理事務報告第5号「臨時代理事務の報告について(多賀城市学校給食センター運営審議会の人事)」について、学校教育課長から説明をいたします。学校教育課長。

学校教育課長

それでは、説明させていただきます。

本案は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

10ページを御覧ください。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を記載しております。

平成29年3月31日付けで、多賀城市学校給食センター運営審議会委員の市岡良庸氏、三浦雅彦氏、木島美智子氏、横橋健氏から退任願が提出されたことから、同日付けで多賀城市学校給食センター運営審議会委員の職を解く事務を行いました。

市岡氏らからの書類の提出が3月31日であり、同日をもつての退任願であったことから、緊急に処理をする必要があり、教育委員会を招集する暇がないと判断されましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものです。

11ページを御覧ください。

現在の多賀城市学校給食センター運営審議会委員の任期は、平成27年7月1日から平成29年6月30日までとなっております。

なお、後任者の委嘱につきましては、資料に記載してあります多賀城市学校給食センター条例第5条第3項の規定により、後任者の任期は前任者の残任期間となりますので、任期が2か月間と短期間となり、委員として機能することが困難であると考えられることから、補充しないことといたします。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第5号を承認します。

臨時代理事務 報告第6号

臨時代理の報告について(多賀城市いじめ問題専門委員会 の人事)

教育長

次に、臨時代理事務報告第6号「臨時代理事務の報告について(多賀城市いじめ問題専門委員会の人事)」について、学校教育課長から説明をいたします。学校教育課長。

学校教育課長

それでは、説明させていただきます。

本案は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

14ページを御覧ください。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を記載しております。

平成29年3月31日付けで、多賀城市いじめ問題専門委員会委員の小泉博氏、飯田典美氏、遠藤三恵氏、佐藤悦子氏、松川光太氏から退任願が提出されたことから、同日付けで多賀城市いじめ問題専門委員会委員の職を解く事務を行いました。

小泉氏らからの書類の提出が3月31日であり、同日をもつての退任願であったことから、緊急に処理をする必要があり、教育委員会を招集する暇がないと判断されましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものです。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第6号を承認します。

臨時代理事務 報告第7号

臨時代理の報告について(多賀城市立図書館運営審議 会の人事)

教育長

次に、臨時代理事務報告第7号「臨時代理事務の報告について(多賀城市立図書館運営審議会の人事)」について、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、説明させていただきます。

本案は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市立図書館運営審議会委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

18ページを御覧ください。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した

事務の内容を掲載しております。

平成29年3月31日付けで、多賀城市立図書館運営審議会委員の中島順也氏から退任願が提出されたことから、同日付けで同審議会委員の職を解く事務を行いました。

中島氏からの書類の提出が3月31日であり、同日をもつての退任願であったことから、緊急に処理をする必要があり、教育委員会を招集する暇がないと判断されましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものです。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第7号を承認します。

議案第6号 多賀城市いじめ問題専門委員会の人事について

教育長

次に、議案第6号「多賀城市いじめ問題専門委員会の人事について」、学校教育課長から説明をいたします。学校教育課長。

学校教育課長

それでは、「多賀城市いじめ問題専門委員会の人事について」説明いたします。

本案は、臨時代理事務報告第6号で報告いたしました、多賀城市いじめ問題専門委員会委員5名の後任者の委嘱を行うものです。

議案書21ページを御覧ください。

5名の後任として、宮城県多賀城高等学校長佐々木克敬氏、青少年健全育成多賀城市民会議副会長佐々木正範氏、宮城県仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)技術次長後藤百合子氏、宮城県中央児童相談所高橋あつ子氏、塩釜警察署生活安全課長小関修氏を委嘱するものです。

なお、発令年月日は、本定例会後速やかに委嘱することとし、平成29年5月1日としております。

23ページを御覧ください。現在の多賀城市いじめ問題専門委員会委員の任期は、平成28年2月25日から平成30年2月24日までとなっております。

後任者の任期につきましては、24ページにあります多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第9条但し書きの規定により、前任者の残任期間とな

り、平成29年5月1日から平成30年2月24日までとなります。

説明は以上でございます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第6号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないものと認め、議案第6号について原案のとおり決定します。

議案第7号 多賀城市立図書館運営審議会の人事について

教育長

次に、議案第7号「多賀城市立図書館運営審議会の人事について」、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、「議案第7号 多賀城市立図書館運営審議会の人事について」を説明させていただきます。

本案は、臨時代理事務報告第7号で報告しました中島順也氏の後任となる多賀城市立図書館運営審議会委員の委嘱を行うこととするものです。

前任者の中島氏が学校教育関係者の区分からの委嘱であった経緯を踏まえ、その後任として、多賀城中学校長の松尾隆治氏に図書館運営審議会委員を委嘱することとするものです。

なお、発令年月日は、本定例会後速やかに委嘱することとし、平成29年5月1日としております。

27ページを御覧ください。

現在の図書館運営審議会委員の任期は、平成28年6月1日から平成30年5月31日までとなっております。

後任者の任期につきましては、資料の下の方に多賀城市立図書館運営審議会条例の抜粋を記載しておりますが、同条例第3条第3項但し書きの規定により、前任者の残任期間となりますので、平成29年5月1日から平成30年5月31日までとなります。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第7号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないものと認め、議案第7号について原案のとおり決定します。

日程第5 その他

教育長

次にその他に入ります。各委員等から特に議題にしたい事項等ありましたらお願いいたします。副教育長。

副教育長

それでは、「多賀城市教育振興基本計画」の策定についてでございますが、別添資料、「多賀城市教育振興基本計画(案)」について御報告いたします。

まず、これまでの経過等について、御説明いたします。

本市教育振興基本計画につきましては、平成22年度から策定作業を行っていくこととしましたが、同じ年度内に東日本大震災が発生し、策定作業は中断いたしました。

平成24年12月から策定作業を再開し、平成24年度内に本市の教育に関する現状と課題を整理いたしました。

平成25年度には、6名の有識者からなる計画策定会議を設置し、種々検討をいただき、意見を取りまとめ、計画素案を作成いたしました。

その間、関係課との調整を行い、平成25年10月30日の教育委員会定例会及び平成25年12月24日の市の行政経営会議で中間報告を行っております。最終的には、平成25年度内に5回の策定会議を開催して、計画案を取りまとめております。

その後、計画書としての体裁を整え、計画最終案として事務局内で調整したものを策定会議の議長へ確認し、平成26年度内の策定を目途に、平成26年9月22日の教育委員会定例会、及び平成26年11月10日の市の行政経営会議に報告しております。

その市行政経営会議の中で、表現等の細かい点などについて意見が出されましたが、内容的には概ね了解が得られました。

ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成27年4月1日から新たな教育委員会制度が施行されることとなり、新たに市長と教育委員会による「総合教育会議」が設置され、「教育に関する大綱」を市長

が定めることとなることから、そうした状況を踏まえ、平成27年度以降に策定することとされたものであります。

市では、平成23年度から10年間を計画期間とする総合計画の5年間の後期分が平成28年度からスタートするとともに、「教育に関する大綱」が28年10月に策定されました。

そうした状況を踏まえ、従前の案を基に、総合計画や震災復興計画、教育に関する大綱等との整合性を図るとともに、時間的経過によります社会状況の変動を鑑み、今般「多賀城市教育振興基本計画(案)」をまとめたものでございます。

今後の予定といたしましては、本日、教育委員会委員の皆様にご報告し、御意見をいただき、来月中旬の市行政経営会議に報告し、その後、来月末に市議会に報告して意見をいただき、その後に、市民の方々からのパブリックコメントを実施し、6月の教育委員会定例会において審議、決定をいただき、計画書として完成させたいという予定で考えております。

以上が、これまでの経過等でございます。

つきましては、委員さん方には大変申し訳ございませんが、本日お配りいたしました計画案につきましては、お持ち帰りいただいた後に御覧をいただき、後ほど日程を調整させていただきますが、臨時の教育委員会を開かせていただき、その際に概要の説明を行い、御意見を頂戴したいと考えております。

その後に、先ほど御説明申し上げましたとおり、庁内への報告、市議会への報告、市民からの意見聴取を行い、6月の教育委員会定例会において、最終決定をいただきたいと思います。

御足労をいただく機会が増え申し訳ございませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、「多賀城市教育振興基本計画(案)」についての御報告といたします。

教育長

ありがとうございます。ほかにございませぬか。文化財課長。

文化財課長

それでは、「多賀城市歴史的風致維持向上計画に係る多賀城南門等復元整備の実施設計の概要」について御報告いたします。

本日は資料を4種類お渡ししておりますので、よろしくお願ひします。

まず、この多賀城南門等復元整備に係る実施設計ですが、平成27年度、平成28年度の2年にわたって行った事業で、先月末日に完成したものでございます。

この復元事業とは、多賀城南門等の立体復元を行うことで、地域生活と調和を図りながら、遺跡博物館的空間として整備活用することで、歴史文化遺産の価値の認識、地域の活性化、歴史を活かしたまちづくりに寄与するとともに、東日本大震災からの復興の象徴とすることを目的としています。

また、多賀城のさらなる調査研究の進展を図るとともに、古代東北の中心であった多賀城を五感で体感してもらうことで、この貴重な文化遺産を保存し、次代に伝えていくことも目的としております。

この南門の復元整備につきましては、平成23年7月に多賀城市教育委員会が策定した「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画」の中で、政庁から南門が位置する丘陵までを「S重点遺構保存活用地区」と設定し、積極的な公有化と整備活用を図ることとしております。

また、平成28年3月に宮城県教育委員会が策定した「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」の中では、多賀城創建1300年に当たる平成36年度までに、政庁地区から南門地区を集中的に整備し、公開を目指すこととしております。

ここから、資料1を使いながら御説明しますので、資料1を御覧ください。実施設計そのものは分厚い冊子となっておりますので、このような概要版にまとめております。

それでは資料1の2ページを御覧ください。ここでは、復元整備事業の経緯を年表形式でまとめております。この事業は、平成元年11月に市議会に説明した「多賀城跡建物復元構想」から始まっていたものです。

そして平成5年12月に工事の基本設計ができました。

平成7年には実施設計が、平成9年には活用計画までできていたのですが、諸般の事情によりまして中断していた事業となります。

3ページを御覧ください。平成23年11月に「多賀城市歴史的風致維持向上計画」が策定され、その中の中心的な事業として南門復元事業が明記されたことで、この事業が再スタートしました。

4ページを御覧ください。ここに、平成24年度からの流れをまとめております。南門等の復元整備を行うにあたり、平成29年3月までに9回の専門の先生方にお集まりいただいた検討委員会議を行っております。委員には、建築史、建築構造学、考古学など様々な分野の先生方を委嘱しました。

そしてこの検討委員会議と併行しまして、多賀城南門を復元する形、意匠を検討するために、多賀城南門建築意匠等検討部会を設けまして、その部会で決定した内容を検討委員会議に諮り、検討するという方法をとっております。

また、古代の建築に関して、文化庁が主催している復元検討委員会で、検討

委員会議で検討した建築意匠案を諮り、審議していただいております。

通常はかなりの回数を要するようですが、多賀城については平成29年3月開催の第3回委員会です承されました。

5ページを御覧ください。ここでは、計画地の現況の写真を載せております。3月に撮影した写真になります。現況としては、築地塀の跡が土手状に残っておりまして、多賀城碑の周辺に樹木が点々と茂っている状況です。

6ページを御覧ください。様々に検討した結果、南門の規模、建築意匠が固まりまして、それらをコンピューターグラフィックスで復元したイメージを南門が建っていた現在の丘陵に合成した写真です。南側から撮影したものです。

7ページを御覧ください。同様に、南門を南側、北側の上空から見た画像になります。右下の写真につきましては、現在南門跡周辺に生えている樹木を一切除去した画像になります。門の前方に多賀城碑のある覆屋がありますが、南門復元事業との位置関係、距離感はこのような形になります。

8ページを御覧ください。復元する南門の正面図と平面図を記載しております。南門は、「二重門」という屋根が二層となる形式の門です。

周辺からはたくさんの瓦が出土しておりますので、南門、築地塀はいずれも全面瓦葺きの建物になります。建物の復元の範囲ですが、門を中心として東側に6間分、西側に10間分の築地塀を復元する予定です。

左右同じ規模で復元しないのは、南門が建つ丘陵の西側は傾斜が急になって低くなっていて、同じように6間ずつで復元しますとバランスが悪いということで、西側だけは伸ばして10間としております。

復元する時期は、多賀城が最も豪華であった、「第Ⅱ期」と呼ばれている762年から780年までの時期の南門を復元します。

それから重要なのは、この復元は、発掘の成果に基づき、実際の位置に原寸大で復元するということです。

復元する規模は、南門は桁行10.5メートル、梁行6.6メートルになります。これは発掘の成果からの数値です。

築地塀も、発掘で確認できた範囲の中での復元となります。築地の基底部が残っておりまして、幅は9尺、2.7メートルで、高さは建物との取り付けから考えて4.6メートルとしております。屋根が付いた瓦葺きの築地塀となります。

9ページを御覧ください。ここには建物の小屋組等の仕様を記載しております。多賀城の建物は、柱の位置、建物が乗る基壇は発掘で発見されておりますが、実際にどのような内部構造になっていたかを証明するものはありません。そこで参考としたのは、現存する建物で、奈良時代のもの、そして南門と同様

に屋根が二重に架かった「二重門」で現存する建物は奈良県の法隆寺にある中門だけでしたので、それを参考とした小屋組としました。

柱は直径45センチです。これは、多賀城政庁の発掘調査の成果から引用しました。

復元する建物の樹種ですが、平成5年に基本設計を行った段階ではヒノキでしたが、東北地方の多賀城と同じ時代の遺跡の最近の調査成果から、クリ材と考へ、復元する予定です。

ただ、建物の組物の一部にはケヤキ、天井板の一部にはスギ材等も使用しますが、基本的にはクリ材による建物、ということになります。

南門の外見上は2階建のように見えますが、2階部分には昇れない構造となっています。見た目が豪華となるような意匠で、実際には中は使用しないということになります。

10ページを御覧ください。復元する南門、築地塀に葺く瓦のデザインを記載しています。

南門の周辺からは、発掘調査でたくさんの瓦が出ております。築地塀の周辺からは、これから復元しようとしている多賀城第Ⅱ期の瓦がたくさん出土していますので、築地塀は第Ⅱ期の瓦が使われていたことはほぼ間違いないと考えられますが、門の周辺からは、復元しようとするⅡ期のものよりも古いⅠ期の瓦とⅡ期の瓦が入り混じった状態で発掘されております。それで全体の数量が分かりますので、葺き方を検討した結果、南門の1階部分は全てⅡ期の瓦、2階は南正面のみⅡ期で、他はⅠ期の瓦という葺き方を行う予定です。

11ページを御覧ください。南門の建物を支える柱、築地塀の屋根を支える柱は、白木ではなく朱塗りの柱とすることにしております。と言いますのは、発掘で出た瓦の中で、軒の一番端に来る軒瓦には、赤い顔料が付いているものが良くあります。そこで、建物の柱は、御覧の絵柄のような丹塗りといたします。

12ページを御覧ください。建物に使用する金具について記載しております。発掘では金属製品はあまり多くはないのですが、門の周辺からは釘がよく出てまいります。この当時の建物は、柱などを釘で固定するのではなくて、木を組んで固定しますので、それらの釘は、建物の装飾等に用いられたものであると考えられます。この図にありますように、「唄金物」、「八双金物」というような金具を、この図のような形で取り付けることとしております。

13ページを御覧ください。13ページからは、構造、耐震補強の説明になります。復元建物は、発掘の成果によって古代の技法によって復元することを基本としますが、目に見えない部分では現代の技術による耐震補強を行うこと

としております。基礎の部分は、マットスラブと呼ぶ鉄筋が入ったコンクリートの基礎の上に造ることとしております。

14ページを御覧ください。門の壁は基本的には漆喰を塗って仕上げた壁といたしますが、漆喰を塗った壁の内側には、「積層壁」という構造を補強した壁を用いることとしております。14ページの青で塗った部分ですが、ここには、見た目は漆喰ですが中には補強した壁が入っていますが、外見上は補強したところもしないところも変わりがない状態になります。

15ページを御覧ください。先ほど、2階部分は使用しない空間と申し上げましたが、目に見えないところには鉄骨ブレース、あるいはステンレスの板で補強するような形になります。

16ページを御覧ください。多賀城南門は高層の木造建築になりますので、工事期間は基本的に一般の方々の立ち入りは制限しなくてはなりません。そのための外囲いの範囲を示しております。門、築地とその前面のかなり広い範囲を外囲いで囲うようになりますが、多賀城碑のある覆屋は、外囲いから外れますので、多賀城碑は特に工事に関係なく自由に御覧いただくことができます。

工事は、全期間で約5年となっております。

外囲いを回すとともに、門本体、築地本体は、覆屋の中での工事となりますので、基本的には工事は外側から見られない状態となります。

17ページを御覧ください。今回の実施設計による工事費の積算を記載しております。門と築地の工事費、合わせて15億10万円となっております。これはあくまでの門と築地のみの建設工事費となります。

18ページを御覧ください。工事は部材の購入の時期も含めまして約5年間となります。ここにはそれぞれの年度でどれくらいの費用が必要か記載しております。

ここまでが実施設計の概要の報告でございます。

続きまして、資料2を御覧ください。門と築地の復元に際し、実際に必要となる関連の事業となります。

まず、南門の復元には、復元する場所への盛土造成工事も必要となります。そのようなことも含めて、周辺整備で必要なものを記載しております。

上の方には、文化庁の補助で行う事業として①から⑩まで、その下には国土交通省の補助で行う事業として①から⑥までの事業を記載しております。

これらの事業を行う場所については、2ページに事業の予定位置を示してございます。赤で囲んだのが国土交通省予算の事業、青で囲んだのが文化庁予算の事業ということになります。

このうち、南門と築地については先ほど御説明しましたが、地形復元と言い

ますのは、南門がある場所は今は全て公有化されていますが、以前は民家が裾野の方に建ち並んでいました。そのために丘陵自体がかなり傷んでいますので、当時の地形に復元するために盛り土をするということと、南門と築地を造る際には、下に古代の遺構が残っていますので、最大で約2メートルの盛り土を行います。ただ、全体に2メートルではなくて、必要な箇所でも最大2メートルとなり、盛り土をしなくて済む場所には盛り土はしません。

それから、南門から南側に延びる南北大路を整備します。南北大路は路幅約18メートル、距離は門から県道泉塩釜線までの140メートルとなります。

④の館前遺跡整備事業とは、国府多賀城駅のすぐ西側に館前遺跡があり、ここは現在整備は行っておりませんが、ここに大型の建物が6棟見付かっています。この建物の平面的な位置を復元して示す整備を行います。

⑤の南辺東半部地区整備事業とは、現在あやめまつりを行う時に砂利敷きになっている駐車場がありますが、「文⑨」としている箇所ですが、この駐車場の整備が今年度から行われます。この駐車場の東側の「文⑤」とある箇所が、多賀城を囲う築地の南東のコーナーに当たります。この辺りの園路、案内板の整備を行います。

⑥政庁北端部地区整備事業は、図面の一番上、政庁の北の多賀城神社のさらに北になります。現在何も建っておりませんが、多賀城は起伏のある史跡になっており、よくバスでいらっしゃる方もいるのですが、大型バスがUターンできるような場所がありません。そこで、多賀城神社の北側の現在空き地となっているところを整備して、大型バスの回転場を造ります。併せて、現在管理事務所の脇にトイレがありますが、議会等でも度々問題になるのですが、便器が全て和式となっています。全て洋式にという声もありますが、現在の場所で数を確保しながら洋式にするには、建物の面積からは無理ですので、⑥の位置に新たに新設するという考えです。ここを、多賀城跡の北側からの導入口として整備する構想となります。

⑦は、これから整備する南門や築地の整備につきまして、様々な警備体制が考えられるのですが、不審者ですとか火事等を防ぐような機械警備にするための維持管理を行うための事業となります。

⑧は、南門、築地ができた時には、記念講演会とその周知のためのポスター、チラシ等を作っていくという事業になります。

また、南門、築地の復元については、もうこのような大きな事業はそうないであろうということで、例えば木材の切り出しから建物の建設、屋根を乗せるといった、全ての工程を詳細に記録した記録集が必要であると考えていますので、それを行うのが⑧普及啓発事業です。

⑨ガイダンス施設整備事業とありますのは、県道の北側の中央公園で現在砂利敷きとなっている箇所がありますが、そこに駐車場とトイレを建設することで、史跡の導入口となるようなガイダンス施設を造ろうという計画です。特別史跡の導入口となる機能を持たせ、そこで特別史跡の知識を得ることと、お客様に対する見学の相談窓口的な機能も持たせたいと考えております。

現在の多賀城跡の案内については、観光協会のボランティアさんがいろいろとがんばっていただいておりますが、その方たちにぜひとも御協力をいただいて、お客さまの導入口となるような拠点を作りたいというものです。

以上が、文化庁予算で行う事業の概略でございます。

これまで、この南門復元事業は文化財課が行ってまいりました。冒頭でも申し上げましたが、この事業は、「多賀城市歴史的風致維持向上計画」の中の一つの事業で、まちづくり、観光など様々な分野に関わり、しかも多額の事業費を要する事業でもあります。そこで今後は、多賀城の南門の復元事業だけではなくて、周辺整備も含めた全体計画を総合して、各事業のスケジュール等を関係部署で協議して行っていくことが必要だと考えております。

最後に、お渡ししました「参考」という資料を御覧いただきたいと思っております。平成29年2月6日の庁内の行政経営会議におきまして、「多賀城史跡復元整備事業に係る事業費の概算について」が審議されました。その中で、今後、平成29年度の夏ごろを目途に全体計画を調整することとされ、調整会議という会議を持つようになります。

調整会議は各部の次長をもって構成されるほかに、商工観光課長と文化財課長も出席を求められております。

今後、整備事業によって目指すべき姿の検討、創建1300年という時期との整合の検討、総事業工期の確認、様々な事業優先順位の検討、経済効果の確認及び経済効果促進事業の内容検討、市民からの意見聴取方法検討といった、様々な検討を行っていく会議を持つこととなっております。

まず近いところでは、5月10日に第1回目の調整会議が開かれることとなっております。そして今お話ししましたことは、5月30日に全員協議会で議員の皆様にも報告する予定となっております。

以上でございます。

教育長

ありがとうございます。このようなことを行う予定であるということですので、御承知おきいただければと思います。

それでは委員からほかにもございませんか。

(「ありません」の声あり)

それでは、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。
これもちまして、第4回教育委員会定例会を終了いたします。

午後5時26分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 主査 山形 剛大

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成29年5月22日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印